公益財団法人 樫の芽会 奨学生災害扶助規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、奨学生・会員特典規程にて定められた自然災害時における災害見舞金・ボランティア旅費等の支給について、在籍する奨学生(以下「奨学生」という。) の修学機会の確保や修学意欲の維持、及び地域連携・社会貢献の一環として行うボランティア活動を支援することを目的として、必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害見舞金

(災害見舞金)

第2条 奨学生が自然災害等により継続して修学が困難な状況に陥った時、所定の手続きによって、奨学生本人に対して災害見舞金(以下「見舞金」という)を支給する。

(適用範囲)

- 第3条 この規程における見舞金の適用範囲は、以下のとおりとする。
 - (1) 洪水、津波などの水害、地震、火災、がけ崩れ、台風、火山活動などの主として 自然現象による天災により、居住の建物(その生計を維持する者が居住する住宅を 含む。)が全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊・床上浸水等の被害を受けた場合。
 - (2) 前号に類する生活上著しき影響を受けた場合。

(扶助対象者)

- 第4条 第2条における対象者を、奨学生、その連帯保証人・家計支持者、及び奨学生の 家族(原則二親等以内)とする。
- 2 前項の対象者について、理事長が別に定める場合はこの限りではない。

(報告・申請)

第5条 本章に定める見舞金を受給しようとする奨学生は、第3条に規定する災害等を被ったとき、速やかに本財団事務局(以下「事務局」という。)へ、届け出(メール・電話も可とする)を行う。奨学生本人が申請できない場合には、連帯保証人が代理で申請で

きるものとする。

- 2 前項にて届け出を行った奨学生は、被災後3カ月以内をめどに市区町村長、警察署長または消防署長のいずれかの発行する罹災証明書またはそれに準ずる書類を事務局に提出する。
- 3 なお、災害救助法に指定されるような大規模災害(以下「大規模災害」という。)が発生した場合、事務局長は奨学生の安否確認を行い、罹災状況の把握に努める。また、奨学生は事務局からの安否確認通知に対して、遅滞なく回答をするものとする。

(支給額)

- 第6条 見舞金の額は別表1の通りとし、支給額はその災害の程度による。
 - (1) 見舞金は返還の必要がない給付金とみなす。
 - (2) 対象となる者が兄弟姉妹などで複数同一所在地に居住する場合は、1家族につき支給する。
 - (3) 奨学生とその家族が離れて生活している場合、別表1の金額及び現在居住地から 家族居住地までの交通費(往復)のいずれか高い方、または奨学生本人の希望した 方を支給するものとする。

別表1(災害扶助基準)

見舞金	自然災害・その他災害を被り、生活上著 しき影響生じたる例	基準
	奨学生本人または本人居住の建物	10 万円以内
	奨学生の家族(二親等以内)または住居	5 万円以内
	その他	5 万円以内

[※] 上記の金額は、建物の全壊を想定したものであり、被害の程度により金額を 決定する。

(見舞金の決定)

第7条 見舞金の決定は理事長及び常務理事の合議により行う。被災状況により、理事長 または常務理事が本業務を行えない場合、事務局長が代行し、後日、理事長または常務 理事へ報告を行う。

(理事会への報告)

第8条 事務局長は、見舞金の付与・実施状況等を次回開催の定時理事会に報告しなければならない。

第3章 支援活動等

(ボランティア活動)

- 第9条 大規模災害が発生した際、奨学生が被災地域にてボランティア活動または支援活動「以下「ボランティア活動」という。」を行った場合、以下の条件にて旅費の実費相当分及び宿泊費及びボランティア活動保険料の支給を奨学生本人に行うことができる。
 - (1) ボランティア活動を希望する奨学生は事務局に、事前に活動に関わる申請書を提出し、事務局の許可を得ることとする。また、事後には活動報告書を提出することを条件とする。急を要する場合においても、参加前に必ず事務局へ電話又はメール等による連絡にて許可をとることとする。
 - (2) (1)にて許可を与えるボランティア活動は、罹災地域での受入体制が整備され、ボランティア活動を行う奨学生の生命及び身体の安全について十分に配慮されると共に、当該地域での諸ルールを守ることを約する活動である。
 - (3) 同一人による申請は原則として同一年度内で1回のみの申請とし、宿泊費の最大 支給期間は1週間(6泊7日)とする。
 - (4) 旅費及びボランティア活動保険は実費相当分を支給し、宿泊費については原則 1 泊あたり 6000 円を上限とする。
 - (5) 申請に虚偽があった場合は、支給金額の全額を返還させるものとする。
 - (6) 所属の学校、または公的な機関より同様の経済的支援を受けている場合、自己負担分について(3)及び(4)を限度として支給できるものとする。
 - (7) 本ボランティア活動中に発生した事故やトラブルに関しては、参加した奨学生本 人の責任において解決するものとする。
- 2 前条に当てはまらない場合でも理事長が必要と認めた場合、支給することがある。これは、災害ボランティアに限らない。

(旅費の決定)

第10条 災害ボランティア旅費の決定は、常務理事の決定により行う。被災状況により、 常務理事が本業務を行えない場合、事務局長が代行し、後日、常務理事へ報告を行う。

(理事会への報告)

第 11 条 事務局長は、本章の付与・実施状況等を次回開催の定時理事会に報告しなければならない。

2 事務局長は、本章の付与・実施状況等の記録を根拠と共に別表2を記録するものとし、 別表2は事務局長が都度更新するものとする。

第4章 補 則

(細則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附則(令和5年度第2回定時理事会議決)

この規程は令和6年2月27日から施行する。

2 ただし、この規程における見舞金や災害ボランティアについては、令和6年1月1日 に発生した能登半島地震についても適用できるものとする。